

地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、三重県（以下「甲」という。）が実施する「地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

2 業務の目的

県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）に基づき、武力攻撃、大規模テロ等から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的とした三重県国民保護計画（平成30年4月）を策定し、この三重県国民保護計画に基づき、有事の際に住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための避難施設の指定を適宜行っている。

昨今の国際情勢に鑑み、我が国においても弾道ミサイルの脅威が増していることを踏まえ、政府は、万が一、我が国に弾道ミサイルが飛来した際に、弾道ミサイルによる爆風等からの直接の被害を軽減するための一時避難先（緊急一時避難施設*¹）の指定を進めることを都道府県等に求めており、とりわけ、被害の軽減効果が高いとされている地下施設について、積極的な指定が求められているところであるが、大規模な地下施設（地下駅舎や地下街、地下駐車場等）を有しない三重県においては、既存施設だけでなく、新たに建設する建物や既存建物の建て替え、改修時の地下施設設置を促進していくことについても検討が必要である。

そこで、本業務では、県内における地下避難施設の新たな設置（新築・改修）の必要性を調査し、将来的に県庁舎を建て替える場合の地下施設のあり方の検討に資するとともに、県内市町や民間団体への地下施設設置の働きかけ等、地下避難施設の指定促進にかかる効果的な施策の検討に用いることを目的とする。

※1 ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時避難場所（中長期的な滞在は想定しない）として、コンクリート造り等（RC造、SRC造）の堅ろうな建築物や地下施設を県が指定。

3 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

4 必要書類等の提出

受託者（以下「乙」という。）は業務契約締結後速やかに、甲に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書（工程表、業務実施体制を含む）
- (2) 委託業務着手届
- (3) その他、甲が必要とする書類

また、乙は、本業務完了時には速やかに甲あてに委託業務完成報告書を提出すると

ともに、検査（検収）を受けなければならない。

5 業務実施体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

6 業務の内容

緊急一時避難施設に活用することを前提として、県内における地下避難施設の新たな設置の必要性等について調査・分析を行う。

(1) 地下避難施設の新たな設置の必要性についての調査・分析

① 考慮すべき条件の抽出

乙は、地下避難施設の建設に係る必要性を評価するために、基礎資料（自然環境、社会環境等）を収集整理し、地下避難施設の必要性を評価するうえで考慮すべき条件の抽出を行う。

なお、甲が保有する資料等は、可能な限り乙に提供・貸与するものとする。

② 各地域*²における必要性についての分析

県内各地域における地下避難施設の新たな設置の必要性について、(1)で抽出した考慮すべき条件をもとに定量化（点数化）する。

(必要性の定量化の一例)

ア) 考慮すべき条件ごとの評価

抽出した考慮すべき条件について、5段階評価等の方法で評価を行う。

(例) 考慮すべき条件A ○○施設からの距離

半径 ○ k m ~ ○○ k m までの範囲 1点

半径 ● k m ~ ●● k m までの範囲 2点

半径 ▲ k m ~ ▲▲ k m までの範囲 3点

イ) 考慮すべき条件ごとの重み付け

抽出した考慮すべき条件について、それぞれの重要度に応じて、重み付けを行う。

(例) 考慮すべき条件A ×3 (重要度 高)

考慮すべき条件B × 2 (重要度 中)

考慮すべき条件C × 1 (重要度 低)

ウ) 地下施設の必要性の評価

①及び②を踏まえて各地域における地下避難施設の必要性について定量化(点数化)を行う。

※2 桑名地域(桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町)、四日市地域(四日市市、菰野町、朝日町、川越町)、鈴鹿地域(鈴鹿市、亀山市)、津地域(津市)、松阪地域(松阪市、多気町、明和町、大台町)、南勢志摩地域(伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町)、伊賀地域(伊賀市、名張市)、紀北地域(尾鷲市、紀北町)、紀南地域(熊野市、御浜町、紀宝町)の9つの地域をいう。

(2) 県内の既存の地下施設等の調査・把握

県が緊急一時避難施設として指定する候補となり得る既存の民間の地下施設及びコンクリート造り等の堅ろうな建築物について、その所在等の調査・把握を行う。調査・把握において、乙は効率的な調査手法を甲に提案した上で、甲、乙の協議により調査手法を決定する。

(3) 調査報告書の作成

本業務の結果を調査報告書として取りまとめること。作成にあたっては、図表やグラフ、地図等を用いて分かりやすく作成すること。

(4) 学識経験者や有識者等への意見聴取のための資料作成等

甲が本業務に関して学識経験者等に意見聴取をする際に使用する資料を作成すること。意見聴取のタイミング、回数等について、乙は甲に提案すること。

(5) 打合せ協議

乙は、本業務の主要な区切りにおいて、検討結果を整理し、甲と打合せを行うものとする。打合わせ等の記録の作成は、乙が行うものとする。(着手時・中間・納品時の3回を想定)

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。なお、紙媒体による場合は日本産業規格A4版、簡易製本、単色刷りを原則とすること。ただし、図表等については日本産業規格A3版、カラー印刷等、適宜上記によらない形式で提出すること。また、電子データは電子媒体(DVD-R等)により納品するものとする。

(1) 事業実施等報告書(紙媒体2部、電子データ1式)

(2) その他業務で作成した電子データ1式

乙は、成果品として提出した電子データが正しく読むことができないなど、不適當

な入力が発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修作業を行うこと。

8 貸与物品

甲から貸与する資料については、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分注意し慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後は速やかに返納するものとする。

貸与する各種資料及び物品の受領に際しては、乙は受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。

9 特記事項等

- (1) 乙は、本業務の実施過程で知り得た情報を甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 乙は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用しないこと。
- (3) 乙は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意するものとする。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (4) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、すべて乙の負担とし、紛争が生じた場合、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって甲に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権・肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害等の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。
- (8) 甲は、契約締結後、乙が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがある。その場合は、当該時点において完了していない業務等のために要した費用は乙の負担とする。
- (9) 乙は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団

等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア. 断固として不当介入を拒否すること。

イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ. 甲に報告すること。

エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。

(10) 乙が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(11) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

10 その他

(1) 乙は、本業務の実施の過程において甲から指示されたことについては、迅速かつ的確に実施するものとする。

(2) 資料の収集等に要した費用、また甲への協力や、打合せ協議への出席に係る乙の旅費は、乙の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度甲と協議すること。

(4) 本業務の遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。